

関東ホルモンと癌研究会 会則

初版： 2004年 4月

改訂： 2005年 11月
2010年 1月
2010年 6月
2014年 11月
2021年 5月

目次

第1章 総則	1
第1条 名称.....	1
第2章 目的および事業.....	1
第2条 目的.....	1
第3条 事業.....	1
第3章 会員	1
第4条 会員の資格	1
第5条 会員の権利	1
第6条 会員の義務	1
第4章 役員	1
第7条 役員.....	1
第8条 役員の職務	2
第9条 役員を選任	2
第10条 役員の任期	2
第5章 会議	2
第11条 幹事会.....	2
第12条 総会.....	2
第13条 学術集会.....	2
第6章 会計	3
第14条 収入.....	3
第15条 会計年度.....	3
第16条 収支決算.....	3
第7章 事務局.....	3
第8章 会則	3
第17条 会則の変更	3
第9章 附則	3

第1章 総則

第1条 名称

本会は「関東ホルモンと癌研究会」と称する。

第2章 目的および事業

第2条 目的

本会はホルモンと癌に関する研究と情報交換を行い、医学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 定期開催以外にも臨時に開催することがある
3. 本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第4条 会員の資格

本会の会員は、本会の目的に賛同する医科学研究者(個人会員)および法人(法人会員)また本会が必要と認めた者とする。

第5条 会員の権利

本会の会員は、本会の主催する学術集会に参加し、かつ研究発表を行うことができる。また法人会員である法人に所属する者は、本会が主催する学術集会の参加費を免除される。この場合、1口につき5名までとする。

第6条 会員の義務

1. 本会の個人会員は、本会が主催する学術集会に参加する際、所定の参加費を納めるものとする。個人会員は参加費を以って年会費とする。
2. 本会の法人会員は、所定の年会費を納めるものとする。また代表者を1名決め事務局に届け出るものとする。

第4章 役員

第7条 役員

本会には次の役員をおく。

1. 代表幹事 1名
2. 常任幹事 若干名
3. 幹事 若干名
4. 監事 若干名
5. 顧問 若干名

第8条 役員の職務

1. 代表幹事は本会を代表し、会務を統括する。
2. 常任幹事は代表幹事を補佐し、会則の規定に従って会務を執行する。
3. 幹事は会則の規定に従って会務を執行する。
4. 監事は本会の事業および会計を監査する。

第9条 役員の選任

本会の役員は次の各項の規定によって幹事会で選出される。

1. 代表幹事は役員相互選によって選任される。
2. 常任幹事は幹事の中から代表幹事より指名される。
3. 幹事は会員より選任される。
4. 監事は会員より選任される。
5. 顧問は幹事会にて承認される。

第10条 役員の任期

1. 代表幹事の任期は3年とする。再任をさまたげない。
2. 常任幹事の任期は3年とする。再任をさまたげない。
3. 幹事の任期は3年とする。再任をさまたげない。
4. 監事の任期は3年とする。再任をさまたげない。

第5章 会議

第11条 幹事会

本会の最高意思決定機関として幹事会をおき、以下の規定に従って開催する。

1. 定例幹事会は年1回とし、代表幹事がこれを召集する。
2. 幹事会は、代表幹事と、常任幹事および幹事の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決される。ただし、あらかじめ書面によって委任の表明をした者は出席者とみなされ、議決権は委任された者に委託される。
3. 代表幹事が必要と認めるときは、臨時幹事会を招集することができる。
4. 何らかの事情により定例幹事会の開催が難しい場合はweb開催、もしくは書面での決議も可能とする。議決方法においては第11条2項と同様のものとする。

第12条 総会

総会は年1回開催する。

第13条 学術集会

1. 本会の学術集会は原則として年1回開催する。ただし、何らかの事情により開催が難しい場合には、代表幹事は状況を考慮した上で開催可否、開催方法を決定することができる。
2. 学術集会の運営にあたっては、幹事の当番制とする。

第6章 会計

第14条 収入

1. 本会の収入は、会員会費およびその他の収入とする。
2. 会費の額は附則に記載する。

第15条 会計年度

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条 収支決算

本会の収支決算は、毎会計年度終了後に作成し監事の監査を経て総会に報告しなければならない。

第7章 事務局

1. 事務局は代表幹事のもとに、会員名簿の整理、会費の管理等学術集会の運営に必要な諸事務を行う。
2. 本会の事務局は当分の間、下記に置く。

公益財団法人がん研究会有明病院・総合腫瘍科

〒135-8550 東京都江東区有明3-8-31

TEL 03-3520-0111

第8章 会則

第17条 会則の変更

会則の変更の必要性が生じた際には、幹事会にて承認を受け総会に報告しなければならない。

第9章 附則

1. 本会の会費は学術集会参加の際1,000円を徴収する。ただし顧問は会費を免除する。
(2011年1月29日より施行)
2. ただし企業研究者が聴講した場合は参加費5,000円を徴収する。
3. 本会の法人会員年会費(1口)は100,000円とする。
4. 会費について、web開催が実施された場合はこれに準じない。
5. 本会則は2021年5月1日より発効される。